

令和5年度「地域医療を担う医師育成支援事業」公募要領

令和5年4月
徳島県地域医療支援センター

1 事業の目的

地域医療を担う医師のキャリア形成支援事業の一環として、若手医師の診療能力の向上とキャリアアップを図ることを目的として、研修会等への参加費用又は研修会等の開催費用を補助し支援する。

2 事業の概要

(1) 対象機関

対象機関は、徳島県内の病院及び診療所とする。

(2) 申請者

本事業への申請者は、次号の①に係る助成については徳島県内において地域医療を担う医師（原則として、初期臨床研修医を含む助教までの若手医師（医師経験年数10年未満）を優先する。）とする。また、次号の②に係る助成については所属する医療機関を代表して申請事業の企画・実施を務めることができる者（機関の長に限らない。）とする。

(3) 申請対象となる取組

① 研修会等参加助成

国内で開催される研修会等へ参加するための旅費及び参加費を助成する。

② 研修会等開催助成

研修会等を開催するに当たり、招聘講師の旅費、謝金、会場借り上げ経費等を助成する。

(4) 選定件数

上記①は通年で7件程度

上記②は通年で2件程度

(5) 補助事業期間

上記①及び②は令和5年6月1日（木）から令和6年2月29日（木）までとする。

(6) 補助対象となる経費

1件当たりの補助金は、原則として、上記①は10万円の範囲内、上記②は15万円の範囲内とする。

(7) 重複申請の制限

上記①の申請に当たっては、申請者一人につき、1件の申請とする。

3 審査方法

- (1) 選定に係る審査は、本センターの副センター長、センター長補佐及び特任助教で構成する選定部会において審査を行い、その審査結果をもとにセンター長が選定する。
- (2) 選定に当たっては、選定部会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。
- (3) 選定結果は、審査終了後、申請者、又は事務連絡先に通知する。

4 実施事業の選定に係る評価項目及び審査基準

選定に係る評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

(1) 実施内容・計画の妥当性・効率性

- ・参加する研修会・学会等、又は開催する研修会等が本事業の主旨と合致するか。
- ・所要経費とその内訳が、研修会等へ参加する、又は研修会等を開催するに当たって妥当であるか。
- ・招聘される講師が、徳島県の地域医療において波及効果をもたらすか。
- ・開催する研修会等の内容及び参加対象者等が全県的なものであるか。

(2) 実施体制の妥当性

- ・研修会等を開催するために必要な知識、ノウハウを持った実施機関が実施するか。又はそれらの機関の協力を得ることができるか。
- ・申請者の権限・責任は明確に位置付けられているか。
- ・申請者は、事業全体の実施計画を着実に推進し、統一的な成果を取りまとめるための能力及び指導力を有しているか。

(3) 事業実施の有効性・発展性及び継続性

- ・実施機関は、研修会等開催の実績を十分有しているか、又は、事業の実施により地域医療あるいは指導医や若手医師の育成に有効な計画となっているか。
- ・事業実施において、その継続的な展開が計画あるいは配慮されているか。

(4) 事業実施による波及効果

- ・徳島県の地域医療の発展や、地域医療を担う医師のキャリア形成に寄与するものであるか。

(5) その他審査基準

- ・徳島県内で開催される企画等に参加する場合も助成の対象とするが、参加に伴う旅費は支給しない。
- ・徳島県内で開催する研修会等の講師を県内から招聘する場合の旅費は支給しない。
- ・資格認定試験に係る費用（受験料、検定料、旅費）、昼食代、懇親会費及び学会年会費等は助成対象外とする。
- ・応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可能とする。
- ・過去に本事業で採択歴のない者を優先する。また、下半期では、同一年度の上半期に採択されていない申請者を優先する。
- ・開催する研修会等の主催が外部団体の場合は助成対象外とする。
- ・応募申請前に購入した消耗品等については会計処理ができないため、助成対象外とする。
- ・旅費及び参加費の事務手続きにおいて領収書の提出を必要とする費用について、領収書に記載されている支払日が当該事業年度以前の場合は助成対象外とする。

5 事業の実施

- （1）選定された事業の申請者に対し、実施計画等について修正を求めることがある。
- （2）選定後、変更は原則として認められないが、変更等しなければならない事情が生じた場合は、選定部会等の承認を得ることとする。
- （3）研修会等開催助成事業については、選定後、申請者は、計画を実施する事務部の担当者を指名し、本センターに報告する。

- (4) 計画の実施に当たっては、本センターと上記事務部の担当者が連絡を密にし、実施に必要な経費に係る書類の作成を行い、経費については、本センターから支出する。
- (5) 申請者は、計画書等に基づき事業を実施し、終了後は、別紙様式1-2、又は別紙様式2-2による報告書を作成し、本センターに提出するとともに、報告会等を実施する。
- (6) ここに定めるもののほか、事業の実施に当たっては、本センターの指示に従うこととする。

6 申請方法

(1) 提出書類等

上記①は別紙様式1-1によるものとし、徳島県内において地域医療を担う医師各人が申請することができる。ただし、原則として、初期臨床研修医を含む助教までの若手医師（医師経験年数10年未満）を優先する。

上記②は別紙様式2-1によるものとし、所属する医療機関を代表して申請事業の企画・実施を務めることができる者（機関の長に限らない。）が申請する。

(2) 申請方法

学内便又は郵送での紙媒体による申請とする。

【提出先】

〒770-8503 徳島市蔵本町二丁目 50-1 徳島大学病院

徳島県地域医療支援センター宛

E-mail : t-cmsc@tokushima-u.ac.jp

(3) 申請期間

上記①は令和5年4月3日（月）から令和5年4月24日（月）までとする。

上記②は令和5年4月3日（月）から令和5年12月15日（金）までとする。ただし、上記②の予算を超過した時点で本事業は終了とする。

(4) その他

応募申請書には、常時使用しているメールアドレスを記載する。

本事業実施経費とそれ以外の経費を充当して事業を企画している場合は、応募申請書にその旨を記載する。

7 問合せ先

徳島大学病院 徳島県地域医療支援センター

担当：米倉・阿部・藤川

T E L : 088-633-9544

E-mail : t-cmsc@tokushima-u.ac.jp